

今は二〇四〇年断面なので、それは、この統計の中、試算には出てこないんですけれども、そういうこともしっかり考えていただけたらなというふうに思います。

さて、次の質問に移ります。

脱炭素については第四次整理の試算に盛り込んであるということでしたけれども、人口に関しても質問をいたします。

将来の国内総生産などの試算を行っていますけれども、政府の人口見通しを踏まえた試算になっているのでしょうか。政府は希望出生率一・八を実現するとしていますけれども、これとは整合するのでしょうか。

○井上政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今回の試算では、一般に推計の確度が高いとされている国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口における中位推計を使用しています。

これと政府の掲げている目標との関係でございますけれども、まず人口動態につきましては、二〇二〇年五月に閣議決定された少子化社会対策大綱におきまして希望出生率一・八の実現を掲げておりますが、現在、実際は二〇二一年の統計のデータとして希望出生率は一・六となっている、こういうような状況でございます。

政府では、こども未来戦略に基づきまして少子化対策を抜本強化しているところでございますけれども、今後生まれた子供が生産年齢人口に達し、さらに労働力として経済的な観点から効果が生じてくるには十五年以上必要ということになりますので、今回の試算におきまして、経済産業政策の新機軸のミッションとしても希望出生率一・八の回復というのは掲げてはおるんですけれども、これが今後実現したとしても、二〇四〇年までは人口動態に大きな影響を与えないというふうに考えられますので、今回の試算上は、先ほど申し上げた社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の中位推計ということになりますので、一・三程度の出生率が続くというデータを使っている

いうことでございます。

○村上(智)委員 ありがとうございます。

今回の推計では、希望出生率一・八は勘案しないという話は聞きましたけれども、その理由ももっともだとも思いました。国立社会保障・人口問題研究所の中位の見通し、これは確かに政府がよく使っている見通しですね。それを踏まえているということでした。

確かに、この中位見通しというのは厚労省のホームページにも書いてあるので、これが一般的に使われているのかもしれない。それはそれで趣旨は分かりました。しかし、このような人口の話については、人口が増えれば生産面でもプラスに働きますし、そして消費する面でもプラスに働きます。生産面も消費面も、この試算では勘案しているという話は伺っております。

ですから、関連してこの質問をしたいんですけれども、人口の増というのは生産面でも消費面でもプラスに働きますから、経済成長にもプラスの効果があるというふうに考えます。しかし、今回の第四次整理の報告書を、私、拝読しましたけれども、見ていると、人口減少下においても、国内投資を積極的に行えば経済は成長する、こういうふうな言葉が書かれておりまして、この言葉だけ見ると、何か人口は減ってもいいというふうにも聞こえてしまうんですね。まあ、言葉の言い回しだけの問題かもしれないんですが。

そこで、念のために質問をさせていただきたいというふうに思います。

賃金が向上すれば、結果的に結婚も出生数も増えると考えます。そして、出生者数の増加は経済成長にも寄与するので、今回の試算でも、経済産業省の政策との関係でも、前向きに捉えてよいのではないのでしょうか。お答えください。

○武藤国務大臣 少子化対策につきましては、結婚や子育ての希望を経済的理由で諦めることがないよう、若い世代を含めた所得向上というものが最重要課題であると思います。

取引適正化の推進や成長分野への国内投資の拡

大などによりまして物価を上回る賃上げを進めることは、少子化を改善させ、ひいては長期的な経済成長に資するものだというものは委員と全く共有しているものだというふうに思います。

今回の試算は、二〇四〇年という中期の見通しのため、少子化対策の効果を織り込んでいませんけれども、より長期の経済成長に前向きな効果が期待されることを重要な視点だというふうに思います。

新基軸においても、少子化対策に対する地域の包摂的成長として、希望出生率一・八の回復率は掲げているところで、積極的な政策を展開してまいりたいというふうに思っているところであります。

○村上(智)委員 ありがとうございます。

経済産業省の政策が人口増のために行われているわけではないということは存じておりますけれども、しかし、政策をしつかり行って経済がよくなれば人口が増えるわけですから、その結果、更にまた経済が成長するということです。この人口の問題についても、是非前向きなメッセージを発信していただけたらなというふうに思います。

この第四次整理の結果、社会に何を訴えるのかというときに、人口が減少しても経済は成長しますというふうな言い方だと、どうも人口が減少してもいいんだと思う方が増えそうなので、是非その情報発信においては、人口のことにはあえて触れずに、国内投資を積極的に行えば経済は成長するとか、そういう言い方にしていただけたらなというふうに思いました。

そして、賃金が上がることも非常に大事だということはこの報告書にも書いておりますけれども、私が思うのに、特に若い方の賃金を上げていただくといかなと。そうすると、若い方が自分の将来の見通しが立って、結婚もしようとか子供も欲しいなと思っただけのかなというふうに思います。人口減少が非常に今、日本に大きな問題になっておりますので、このことを是非お願いしたいというふうに思っております。

最後の質問に移ります。第四次中間整理を受けての大臣の評価と、これをどのように活用されたのか、教えてください。

○武藤国務大臣 委員御指摘のとおり、若い世代を含めた所得向上が最重要課題で、さつきも申し上げたとおりです。

この評価なんですけれども、国内投資と賃上げを継続するためには、人口減少による将来悲観というものを払拭しながら、企業や家計の予見可能性を高めることが重要だというふうに思います。今回、積極的な産業政策の延長線上で十分実現可能な二〇四〇年の将来見通しというものを定量的に示したことは、これは意義があるものだと思います。ですが、絵に描いた餅とせず、今回示したような将来の産業構造の転換を実現していくことが何よりも重要であります。

そのためには、高付加価値化に向けた成長投資、そして、将来見通しを通じて大局的な目標を官民でそろえながら、産業構造転換の実現に向けて、研究開発、設備投資ですとか、人材、人的投資など積極的な産業政策を、気を緩めず継続的に強化をし続けていくということが大事だろうというふうに思っています。

○村上(智)委員 やはり、経済産業省がこれからの社会全体に対して明い見通しを見せることは、大きな意義があるというふうに思います。

少し時間は余りましたけれども、私の質問はここまでいたします。ありがとうございます。

○宮崎委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時開議

○宮崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

今日は、巨大ＩＴ企業への規制について、時系列で振り返りながら質問をしたいというふうに思っています。

日本で最初の巨大ＩＴ規制法は、二〇二〇年の特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律、いわゆる取引透明化法とされておりです。

この取引透明化法について、我が党は、法案が巨大ＩＴへの監視、規制の第一歩になり得るということで賛成はしましたが、同時に、法案の不十分な点、これも指摘をしました。といいますのも、この法律は、巨大ＩＴの自主性に配慮し、国の関与と規制を最小限にすることを理念とし、したがって、禁止行為規定もなく、情報開示命令違反に対しても最大で百万円の罰金にとどまり、巨大ＩＴには痛くもかゆくもないものだったからであります。

まず確認しますけれども、この取引透明化法の枠組みと、指定されている特定デジタルプラットフォーム提供者の会社名を述べていただきたい。

○野原政府参考人 プラットフォーム取引透明化法でございますが、プラットフォームの提供者と利用者の間の取引透明性、公正性を高め、独禁法に違反するような取引が生じにくい環境を整備することを目的としております。

具体的には、規制対象事業者に対して、利用事業者に対する取引条件等の情報の開示や変更等の事前通知を行うこと、及び、苦情、紛争処理を含めたプラットフォームと利用者の取引関係における相互理解を促進するための措置を講じることなどの義務を課しております。

現在までに、総合物販オンラインモール分野では、アマゾンジャパン合同会社、楽天グループ株式会社、LINEヤフー株式会社の三社、アプリストア分野では、アップル・インク及びアイチューンズ株式会社、グーグルＬＬＣの三社、デジタル広告分野では、グーグルＬＬＣ、メタ・ブラットフォームズ・インク、LINEヤフー株式会社の三社を規制対象事業者として指定しており

ます。

○辰巳委員 当時、GAFＡなど巨大ＩＴをめづって、利用者が望まない個人情報収集や税逃れ、労働者の使い捨てなどが問題となり、世界各国が規制や課税の強化に乗り出しておりました。

また、日本国内では、楽天のオンラインモール、楽天市場に出店する中小企業や個人事業主に對する不利益行為、例えば、象徴的な事案では、送料一律無料、送料込みライン導入とか、この強要をめぐって、これでは利益が出ないと、出店者による団体が立ち上がって、公正取引委員会に対して調査を要求するという事態にも発展をし、巨大ＩＴをめぐる問題というのが顕著となっておりました。

続けて確認するんですけども、実は、政府自身が、この法案を閣議決定する前、二〇二〇年一月時点まで、禁止規定を盛り込む方向で準備を進めていました。どのような禁止規定を設けるつもりだったのか、紹介していただけますか。

○野原政府参考人 二〇一九年十二月十七日に、内閣官房の方のデジタル市場競争会議の第二回の会合に提示されたプラットフォーム取引透明化法案の骨子の資料では、一定の取引上の不当行為の禁止を定めるべきか検討するということが書かれておりました。

そのときに、具体的にこの不当行為の例としたしまして、競合商品の拒絶、自社サービスなどの利用強制、自社の商品を有利に表示すること、事業の運営に重大な支障が生じる一方的な不利益変更が例として挙げられていたということでございます。

○辰巳委員 ということだったんですが、一月二十八日の第三回会議で、この禁止行為規定が突如として削除されてしまいました。これは、パブリックコメントで禁止行為規定の削除を求める意見が出された直後のことだったんですね。これはどの団体からの意見だったんでしょうか。

○野原政府参考人 法制定時に実施した当時のパブリックコメントで出ていた反対意見といたしま

しては、経済団体等から、不当行為が独禁法で禁止されている中、プラットフォーム取引透明化法で独禁法と異なる基準で同様の規制を課することになると、イノベーションを阻害する懸念がある、あるいは、ビジネスをちゅうちよさせる懸念がある、独禁法の執行との二重行政の懸念があるといった反対意見があったというふうに認識をしております。

○辰巳委員 経済団体というのは、これは経団連ですよね。

○野原政府参考人 経団連さんが出されているパブリックコメント、これは、令和二年一月二十日の、「プラットフォーム取引透明化法案(仮称)の方向性」への意見として出されているというふうに承知をしています。

○辰巳委員 続けて聞くんですけども、このとき議事録というのはあるんでしょうか。二〇二〇年一月二十八日の第三回内閣官房デジタル市場競争会議。議事録はどうですか。

○野原政府参考人 議事録はないと承知してはいますが、パブリックコメントの結果につきまして、令和二年一月二十八日の内閣官房デジタル市場競争本部の事務局がまとめたものがございまして、パブリックコメントの結果の中で、不当行為の禁止に関する御意見、先ほど出たような、ビジネスのちゅうちよの懸念、イノベーション阻害の懸念、二重行政の懸念、それと、また、賛同する意見もあったということが書かれていまして、最後、考え方として、不当行為の禁止については、事業者のイノベーションを阻害する懸念があることも踏まえ、本法案では導入しないことといたしますというふうに書いてあります。

○辰巳委員 経団連から要請があつて、しかし、議事録はないんだと。ですから、どういう経緯で削除したのかというのはブラックボックスなんです。結局のところ、経団連の要求に依えて、禁止行為を削除して、自主性任せの法案、法律へと後退してしまったと言われても仕方のない経緯だと思えます。

我が党は、国の適切な関与と規制の下で、巨大ＩＴに透明性、公正性の向上に責任を果たさせることを目的に、禁止規定を盛り込み、違反には独禁法の課徴金の算定率を引き上げ、抑止力を高める内容の修正案も提出して論戦をいたしました。しかし、こういう経過ですから、取引透明化法というのは二〇二一年二月一日に施行されましたけれども、実際に効果を発揮するわけがないと思うんですよ。

例えば、この法律の第九条第一項第二号で、苦情の処理及び紛争の解決に関する事項を経産大臣に提出することが求められているんですけども、さきに楽天市場の問題を指摘しましたけれども、例えばこの楽天グループ株式会社は、この義務を適切に果たしているのかということなんです

ね。本年二月十四日に経産省が公表した、経産大臣による評価案に対する意見公募の結果について、ここにおいて、経産省は同社に対して何と言つて改善を求めたのか紹介していただけますか。

○野原政府参考人 二〇二四年度の大任評価におきまして、楽天に対してまして、相談窓口それからアンケートから得られた利用者の声を踏まえまして、自主的な改善を求める取組の方向性を示しております。

例えば、アカウント停止に際して、利用者に対して十分に理由が示されているか検証し、必要に応じて見直しを行うこと、それから、楽天が出品者への売上金の支払いを留保する場合、留保期間等の内容が明示されているか点検すべきことなど指摘しております。

その上で、楽天は、本評価の結果を踏まえ、取引の透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならないこととされております。

○辰巳委員 例えば、提供拒絶措置に対する利用事業者からの不服申立てなど、少なくとも明らかに苦情に該当するものについては、特定の窓口に限定せず、例えば、何らかの工夫によってその概要が分かるようにするなど、少なくとも透明化法

第九条第一項第二号の趣旨に反しない程度に十分な情報を行え、こういう趣旨のこともおっしゃっているわけですね。

大臣、楽天グループは、この苦情処理の全体の件数をきちんと法の趣旨にのっとって報告しておらず、法の趣旨に反するような状態が続いているわけなんです。これは巨大ＩＴに十分規律が働いていると言えるでしょうか。

○武藤国務大臣 今局長からもお話しさせていただきましたけれども、プラットフォーム透明適正化法については、独禁法と異なる基準で同様の規制を課すということは、今もお話があったように、イノベーションを阻害する懸念が強く、禁止規定を設けなかった経緯があったということを承知をしているところであります。

また、仮に不当な行為があった場合、当たるような取引があれば、経済産業省による勧告ですとか公正取引委員会への措置請求を行い、同委員会において独占禁止法に基づく必要な措置が取られることから、適切な規律が働いているものと考えているところであります。

取りあえず、そこまでにしておきます。

○辰巳委員 楽天については、苦情処理の実績として、限られた情報しか開示していない状態というのが継続しているというのが実態なんですよ。ですから、私がこの間申し上げたとおり、やはり、禁止規定がない、かなり骨抜きにされてしまっているということであれば、きちんと法の趣旨が実行されていないというのが実態だということとは言っておきたいと思えます。自主性任せでは大きな限界があるんだ、こういうことだと思ふんですね。経団連の要求に応じて禁止行為規定を削除したのは大きな間違いだったということは確認しておきたいと思えます。

その点では、昨年、二〇二四年のスマートフォン新法、これは貴重な前進があったと私たちは考えております。

公正取引委員会に確認したいと思うんですけども、この法律は、スマートフォン市場における

グーグル、アップルのどのような行為を問題としているのか、アプリストアでの決済、課金システムの利用義務づけで高額な手数料を用いている問題の概要、開発事業者からの訴えについて、簡潔に紹介をしていただきたい。

○佐久間政府参考人 お答えいたします。

過去に公正取引委員会が行ったモバイルＯＳ等に関する実態調査、あるいは内閣官房で行われたモバイル・エコシステムに関する競争評価の最終報告によりますと、スマートフォンの利用に特に必要なアプリストア等の特定のソフトウェアに関して、例えば、アップルやグーグルが、自社のストアを利用してアプリ内コンテンツ等を販売するアプリ事業者に対し、自社の課金システムを利用すること及び当該システムを通じて三〇％あるいは一五％といった手数料を支払うことを義務づけていることにより、アプリ事業者による多様な料金プランやサービス等の提供が妨げられているという問題があるとされております。

このような問題に関しまして、アプリ事業者からは、特に成長段階の事業者にとって、手数料の負担が大きく収益を圧迫している、あるいは、開発への投資に資金を回すことが難しく、イノベーションの阻害となっているとの声もあると承知しております。

スマホソフトウェア競争促進法では、これらの問題に対応するため、指定事業者に対し、指定事業者以外の事業者が提供する課金システムの利用を妨げることを禁止するなどの所要の規定を設けております。

○辰巳委員 ひどい実態ですよ。ですから、アプリ開発者は利益を収奪されるデジタル小作人なのかと訴える声も広がったわけですね。

これは日本のコンテンツ産業の行方にも関わる問題だと思ふんですよ。取引透明化法のように、禁止規定もなく、自主性任せがよいのかということがやはり深く問われていたと思うんですね。

このスマホ新法、趣旨を確認したいと思うんですが、一つに、国の適切な関与と規制の下で、巨

大ＩＴ企業に透明性、公正性の向上に責任を果たさせる、二つは、不当行為の禁止事項を明記する、事前規制の導入、そして三つには、違反行為の課徴金の規定を設けて抑止を図る、そして四つ目には、ＥＵを参考にして、独立、中立公正な監視機能を高める。これは、大きく言ってこういう方向性ということで間違いはないですね。イエスカノーかだけ。

○佐久間政府参考人 お答えします。

委員御指摘のとおり、スマホソフトウェア競争促進法は、スマートフォンの特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争を促進するため、ＥＵのデジタル市場法も参考にしつつ、いわゆる事前規制を導入するなどしたものでございます。

○辰巳委員 これはまさに、我が党が二〇二〇年に取引透明化法の審議の際に提出した修正案の方向性、巨大ＩＴへの実効性ある監視、規制の内容が全体として反映されたものだとして受け止めております。

大臣、コンテンツ産業を所管する大臣として、巨大ＩＴに対する適切な規制は、国内のコンテンツ産業を守り育てる上で重要な課題です。巨大ＩＴに対する監視、規制の役割をしっかりと果たせるように努力を強めるべきだ、こういうことでよろしいですね。

○武藤国務大臣 我が国のコンテンツ産業は、今日もいろいろ御質問があったところですけれども、多くの外貨を獲得する基幹産業であります。経済産業省では、コンテンツ産業の海外展開等の振興に向けて、先日、エンタメ・クリエイティブ産業戦略の中間取りまとめを公表させていただきました。

その中で、我が国コンテンツ産業の収益を拡大させるためには、海外のプラットフォームと我が国企業との契約条件等の改善、透明化等が必要である旨も盛り込んであるところであります。

同戦略を踏まえつつ、プラットフォームの取引透明化法を所管する当省と、独占禁止法やスマホソフトウェア競争促進法を所管する公正取引委員

会とが連携しながら、プラットフォームへの対応について検討してまいりたいというふうに思っております。

○辰巳委員 では、今度は、公正取引委員会が、このスマホ新法で与えられた職権を生かして巨大ＩＴに対して適切に監視、規制を行う、これが必要になってくるわけですね。

スマホ新法は、公正取引委員会に、調査権限、排除措置命令の権限、課徴金を賦課する権限と、大きな権限を与えました。しかし、更に我が党は、昨年の審議で、公取のデジタル市場規制の体制がＥＵ、イギリスと比べてまだ脆弱であるというところも指摘をして、その抜本的な体制強化も提起をいたしました。今年度は六十一人の体制と、従来の三倍近くに強化をされています。こうした下で、巨大ＩＴに対して従来よりも踏み込んだ規制を適切に執行する、これが大事だというふうに思います。

まさにこの規制強化の課題なんですけれども、確認をしたいと思えます。公取に確認します。四月十五日、グーグルに対する独禁法違反での排除措置命令について、簡潔に概要を述べていただきたい。

○大胡政府参考人 お答え申し上げます。

公正取引委員会は、グーグル社が、遅くとも令和二年七月以降、アンドロイド端末メーカーとの間で、端末メーカーが製造する端末へのグーグルプレーというアプリストアを初期搭載することにしているの許諾に合わせて、グーグルサーチという検索アプリなどの自社のアプリをその端末に初期搭載させるなどの契約を締結していること、また、アンドロイド端末メーカーとの間で、競争関係にある事業者の検索アプリを搭載しないことなどを条件に金銭を支払う内容の契約を締結していることにより、競争事業者の検索機能を端末に実装させないようにしていることが、不当な拘束条件付取引に該当し、独禁法に違反しているとして、本年四月十五日にグーグル社に対して排除措置命令を行ったところでございます。

○辰巳委員 公取は、これまで確約手続を用いることが多かったんですね。巨大ＩＴに対する独禁法違反での排除命令というのは今回初めてなんです。確約手続は、調査対象が自主改善策を盛り込んだ改善計画を提出して公取が認定すれば、あくまで疑いということにとどまって、排除措置命令や課徴金納付命令も出されないということなんですね。

我が党はこれまで、課徴金対象事件では確約手続を用いないようにするなど、めり張りを利かせないと違反への抑止力にならない、しつかり規制を行ってこそ公正な市場環境を確保でき、ひいては健全なイノベーションや競争につながるということを指摘をしてまいりました。

公取に確認します。グーグルに排除措置命令を出した今、確約手続一辺倒では駄目だという認識が、とりわけ巨大ＩＴ企業にはあるということでしょうか。

○大胡政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として、確約手続に付すかどうかは、公正取引委員会が、個別具体的な事実ごとに、確約手続により措置を取らせることが公正かつ自由な競争の促進を図る上で適当であるか否かという観点から判断しているところでございますけれども、例えば、今御指摘のグーグルの件のように、具体的違反行為を認定し、その競争を回復するために厳正な処置を取った方がよいと判断する場合には、きちんとした対応を取っていきたいと考えております。

○辰巳委員 日本のコンテンツ産業を担うディベロッパや中小企業の利益、消費者の利益を守る立場を堅持することが大事だというふうに思っています。

ＥＵやアメリカは、巨大ＩＴに対する執行強化に動いています。足並みをそろえるという点では、巨額の制裁金も科して、規制に踏み込んで、執行面でも足並みをそろえることが重要だということを描いて、私の質問を終わります。

また万博で何かがあれば、次、質問したいと思

います。

以上です。

○宮崎委員長 次に、橋本幹彦君。

○橋本（幹）委員 国民民主党の橋本幹彦でございます。

本日は、地方創生に絡めて、経済産業省の政策について問うていきたいというふうに考えております。

石破総理は、地方創生の再起動というふうにうたいまして、令和の日本列島改造というところで打ち出したわけですが、私もこの方向性は期待したいというふうに思っております。国民もそうだというふうに思うんですが、果たしてそのビジョンが具体的な政策や戦略に落ちているのか、絵に描いた餅ではないのか、そういった問題意識から質問させていただきます。

まず、伺いますけれども、過去十年間の主な地方創生関連事業が、地域全体の経済成長、ＧＲＰですとか雇用ですとか人口動態にどのような影響を与えたのか、こういった評価はあるんでしょうか。事前のレクで伺ったときには、当該事業に限定して、地方創生の事業に限定して算出することは不可能というお話ではありましたが、ただ、莫大な額を投じているわけです。効果測定できない政策というところに国民の理解や納得は追いつかないと思いますし、そういうことではいつまでたっても本当の地方創生というのはできないと思うんですね。

最低限、例えば、地方創生に関するような事業を行った採択事業と非採択事業の比較分析であるとか、長期的な追跡調査であるとか、そういった評価をするべきではないかというふうにも思います。いかがでしょうか。

○岩間政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘いただきました地方創生のマクロ的な経済効果ということでありますが、まさに地方創生だけではなくて、各省庁の政策ですとか、自治体、それから民間部門を含めた経済環境、そういった様々な要因がマクロは重なっていると考

ておりまして、そういう意味では地方創生のみの効果というものをどう切り出せるかということだと思います。

その上で、今私どもで把握しておりますデータということで御紹介いたしますと、例えば、地方創生交付金ということで全国で九割以上の自治体で活用されておりまして、地域経済の活性化、快適な生活環境の整備、行政サービスのデジタル化、そうした様々な好事例が生まれてございます。

例えば、埼玉県幸手市で交付金を御活用いただいている例であります。権現堂の桜ですとか日光街道の幸手宿、そうした景観、歴史的な地域を生かして、まさに芸術も組み合わせた観光振興ということで市外の観光客が増加している事例ですとか、それから、企業版ふるさと納税であります。まさに、令和五年度の活用実績が四百七十億円、それから一万四千件ということで、順調に増加しております。徳島県、御案内のように、神山まるごと高専、二十年ぶりの高等専門学校の新設ですとか、そうした先進的な官民連携の取組も生まれていくということであります。

地方拠点強化税制につきましても、地域再生法に基づく計画の実績としては、認定件数七百六十件、雇用創出が三・三万件ということでございまして、そうした政策としてまさに各省庁と連携しながら相乗効果を高めていくことが課題ということでありまして、引き続き、こうした地方創生の政策につきましても、地域独自の取組を強力に後押ししてまいりたいというふうに考えております。

○橋本（幹）委員 私の地元の幸手の権現堂公園にも言及いただいて、ありがとうございます。

交付税によつて恩恵を受けているところはありますし、それは私も認めるんですが、質問している趣旨というのは、その施策の効果は国は測定しているのかという話です。今の御答弁を聞いても、ちゃんと評価していないのではないかなというふうにも思います。

こういう過去の施策、十年間、地方創生事業は続いてきたわけですから、これに対してしっかりとした評価をしなければ、地方創生二・〇と言われても、結局何をやるんだろうか、交付金を分配するという今までの政策の延長ではないかというような感覚にもなります。

一つ交付税について言わせていただくとすれば、結局、地方創生の成果が、昨年度の地方交付税の総額は十七兆五千億円ということでありますけれども、財政的に自立できている不交付団体は全国で八十三団体にしかなくていない、これが一つの結果ではなからうかなというふうに思っております。

もちろん交付税を否定するものではないんですが、けれども、地方創生二・〇を進めていくのであれば、大きな政策の方向性としては、地方が自ら稼ぐ力を育てていくことが大事なのではないかなというふうに思います。

経済産業省は、まさに産業構造の改善ですとか産業の集積を担っていく役所でもありますから、この先頭に立つべき役所ではなからうかなというふうに思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○武藤国務大臣 今日幾つか議論が出ていたと思いますが、けれども、地方創生二・〇というものは、まさに委員御指摘のとおり、地域が内発的に成長できる経済を実現することが極めて重要だということだろうと思います。この中で、経済産業省においては、地域未来投資促進法、これは随分前に作っておりますけれども、これを通じて自治体の産業振興の取組も後押ししてきているところでもあります。

これと併せて、地域自らがその特性を生かした産業振興を行える環境整備に取り組むことも、これもまた必要であります。

省庁横断、政府一体で、これもちよつと前になります、大分変わったらしいんですが、地域経済分析ツールでＲＥＳＡＳというのがありまして、この提供であるとか活用促進をしたり、地